

都区のあり方検討委員会幹事会の検討事項について（案）

平成 22 年 2 月 8 日
都区のあり方検討委員会

都区のあり方検討委員会幹事会は、「都区のあり方に関する検討会における『とりまとめ結果』（平成 18 年 11 月 14 日）及び「都区のあり方検討委員会幹事会 平成 21 年度の検討状況」を踏まえ、次の事項について調査研究を行い、平成 22 年度中に、その検討状況を都区のあり方検討委員会に報告する。

記

1 都と特別区の具体的な事務配分について

検討対象とした 444 項目の事務について、基本的な方向付けを行うべく、引続き検討を行う。また、具体化を行うための実務レベルの検討体制を検討する。検討にあたっては、地方分権改革に係る動向を踏まえる。

2 特別区の区域のあり方について

特別区の区域のあり方については、引き続きの課題であり、「東京の自治のあり方研究会」の結果を待って、必要に応じ議論する。

3 税財政制度のあり方について

今後の検討課題の議論の推移を踏まえて整理する。